

訴 状

2010年 4月 28日

東京地方裁判所民事部 御 中

原告訴訟代理人

弁 護 士	和 久 田
同	岩 井
同	平 河



(当事者の表示)

〒161-0032 東京都新宿区中落合三丁目13番3号

原 告 鈴 木 譲

〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目15番17号 レインボービル2階

優理総合法律事務所 (送達場所)

電 話 (03) 3591 - 3900

FAX (03) 3591 - 7194

原告訴訟代理人弁護士	和 久 田	修
------------	-------	---

同	岩 井	信
---	-----	---

同 (主担当)	平 河	直
---------	-----	---

〒225-0002 神奈川県横浜市青葉区美しが丘一丁目20番22-101号

被 告	西 村	肇
-----	-----	---

損害賠償等請求事件 (名誉毀損)

訴訟物の価額 金870万0000円

貼用印紙額 金4万6000円

請求の趣旨

- 1 被告は、インターネット上の被告ホームページに掲載されている別紙1記載の各文書を削除せよ、
- 2 被告は、別紙2記載の謝罪文を、別紙3記載の条件で、インターネット上の被告ホームページに掲載せよ、
- 3 被告は、原告に対して、金550万円及びこれに対する訴状送達の日の日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え、との判決及び第3項につき仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、1948(昭和23)年7月13日生まれで、1976(昭和51)年に東京大学大学院農学系研究科水産学専門課程博士課程修了後、同大学農学部助手、同学部助教授等を経て、2000(平成12)年6月から現在まで、東京大学大学院農学生命科学研究科附属水産実験所(以下「東大水産実験所」という)の教授を務めている(甲1)。
- 2 被告は、1933(昭和8)年生まれで、1959(昭和34)年に東京大学化学工学科修士課程修了後、1980(昭和55)年から1993(平成5)年まで東京大学工学部教授を務めた(甲2)。

第2 本件の経緯

1 被告による書籍「水俣病の科学」の執筆と被告らの仮説

- (1) 被告は、チッソ株式会社の労働組合元委員長である岡本達明氏（以下、被告と合わせて「被告ら」という）との共著として書籍「水俣病の科学」を執筆し、同書は2001（平成13）年に日本評論社より発刊された（甲3：同書は2006（平成18）年7月に「増補版」が発刊されている）。
- (2) 被告らは同書において、魚のメチル水銀の取り込みについて、餌由来の食物連鎖によるものであるとの考え方を否定し、鰓を通して海水中から取り込まれるとの結論を示した（甲3）。

2 被告らの仮説に対する原告の批判と被告らの対応

- (1) 原告は、2005（平成17）年8月から9月にかけて、特定非営利活動法人（当時）水俣フォーラムの事務局（以下「水俣フォーラム」という）に対して、電子メールを送信した。原告は、同電子メールの中で、書籍「水俣病の科学」における被告らの結論について、魚類におけるメチル水銀の取り込み効率が、鰓を通しての海水からの取り込みとプランクトンを消化しての腸からの取り込みで同程度かどうかを検証せずに、同程度であることを事実として扱っているが、それはメチル水銀の鰓からの吸収効率を過大に評価し、餌からの取込量を過小評価するもので「科学的な批判に耐えられる論理展開ではない」などと指摘した。
- (2) 原告は同年10月4日、岡本達明氏から水俣フォーラム宛てに「西村氏は『(魚のメチル水銀は鰓を通して海水中から取り込まれるという)考え方は変わらないので、鈴木氏と討論の機会を持ちたい』と言っている」などという内容のFAXが届いたという連絡を水俣フォーラムから受け、原告が水俣フォーラムに対して送信した上記電子メールの内容が、被告らに伝わったことを知った。

- (3) 原告は同年10月24日、被告から「同格の科学者として、本格的議論を行い、意見の相違が残れば、批判と反論という形で、学会誌に公表したい」「まず私が先生の批判とその根拠を理解したうえ、日を改めて反論し、討論したい」という内容の手紙と、被告の著書や論文を郵送で受け取った(甲4)。
- (4) そこで原告は同年11月17日、被告が開設するホームページ(<http://jimnishimura.jp/>) (以下、「被告HP」という)に掲載されている電子メールのアドレス(hajime@jimnishimura.jp)宛に、①水俣フォーラムに対する電子メールが、魚のメチル水銀の取り込みについて書籍「水俣病の科学」において示された被告らの結論に対して、自分の考えを水俣フォーラムに説明するために送付したものであり、その内容が被告らにまで伝わることを想定していなかった、②その被告らの結論において、鰹からの酸素とメチル水銀の吸収効率が同程度であるとしていることと、カタクチワシの摂餌量をあまりに少なく見積もっていることについて、それぞれ何が根拠なのか疑問がある、③その疑問に明確な回答を示してもらえないと、議論には応じられない—という内容の電子メールを送信した(甲5)。しかしそれから1年以上、原告から何ら返事はなかった。
- (5) 原告は2007(平成19)年1月27日、「水俣病の科学」と題する被告の講演を聴く機会があった。そこで原告は、被告に対して、2005(平成17)年11月17日に送信した上記電子メールで投げ掛けた②の疑問に回答してもらいたい旨の書面を講演前に提出した上で(甲6)、講演後の質疑の時間に会場から質問したが、被告から回答はなかった。

3 原告による日本水産学会誌への投稿

- (1) 魚のメチル水銀の取り込みについて、原告の質問に対して被告から何ら回答がないことから、自説を发表しようと考えていた原告は、日本水産学会誌の「会員の声」欄に投稿し、その投稿が2007(平成19)年9月

刊行予定の同誌第73巻5号に掲載されることになった（甲7：以下、この投稿を「本件投稿」という）。

(2) そこで原告は同年7月19日、①魚のメチル水銀の取り込みについての原告の考えが、同年9月刊行予定の日本水産学会誌に掲載予定である、②同誌は会員外からの投稿も受け付けているので、同年11月刊行予定の次号にぜひ批判を寄せてほしい、③原告は、魚が海水から直接メチル水銀を取り込んでいるという被告らの結論に納得できず、被告に質問したが回答がないので、鰓からのメチル水銀の吸収効率の問題とカタクチイワシの摂餌量の問題について、原告の意見を公表する義務があると考えた、④被告の反論に対して再反論が必要と感じたり、原告が納得した場合には、同誌の次号で反論ないし納得したことを投稿する、⑤必要なら、原告が責任をもって被告の同誌への投稿の仲介をする—という内容の電子メールに、同誌に掲載予定の本件投稿の原稿を添付し、被告HPに掲載されている電子メールのアドレス (hajime@jimnishimura.jp) に送信した（甲8）。

(3) その後、原告は同年8月になり、2005（平成17）年10月24日に被告から届いた手紙を読み返し、被告HPに掲載されている電子メールのアドレスとは異なる電子メールのアドレス (Jimnishimura@aol.com) が記載されていることに気がついた。そこで原告は2007（平成19）年8月17日、同年7月19日に送信した電子メール（甲8）と同内容の電子メールを、そのアドレス (Jimnishimura@aol.com) に送信した。

4 被告からの反応と原告の対応

(1) 原告は2007（平成19）年8月19日、被告から、①科学者同士の討論は直接対決討論か批判反論の同時掲載であるべき、②原告が一方向的に批判を発表する以上、被告は納得できるまで反論する、③原告による批判が水産学会誌に掲載されたら、その内容と取り扱いを見て、反論をどうするか考えるので、それまでは返事をしない—などとする内容のFAXを受

け取った（甲9）。

これに対して原告は同年8月25日、被告に対して、①本件投稿に対する反論は受け付ける、②被告が原告の批判を知ったのは2005（平成17）年秋のはずであり、被告から原告に対する回答、反論がなかったため、被告らの結論に対する批判を本件投稿として公にした、③反論の同時掲載や直接対決討論が科学者の常識であるということはなく、科学の世界で先に出た論文に対する批判は日常的なことである—などという内容の電子メールを（Jimnishimura@aol.com）宛に送信した（甲10）。

（2）そして原告は同年8月27日、被告から、原告が本件投稿で引用した文献をFAXで送信してほしいとの依頼をFAXで受けたので、文献の写しを被告に郵送した（甲11）。さらに原告は同年9月21日、水産学会誌に掲載された本件投稿を添付した電子メールを被告に送信した（甲12）。しかしその後、被告から連絡はなかった。

（3）原告は同年10月ころ、水産学会誌に掲載された本件投稿を、水産学会の承諾を得た上で、東大水産実験所のホームページに開設した原告の個人ページ（以下「原告HP」という）から閲覧できるようにした（甲1）。

5 被告による東京大学科学研究行動規範委員会への申立等

（1）原告は、2008（平成20）年9月、東京大学科学研究行動規範委員会（以下「規範委員会」という）から連絡を受け、被告が規範委員会に対して、原告に研究者の行動規範に違反すると思われる不正があったという申立を行っていることを知った。そして、同年11月20日、被告が提出した申立書の写しなどが規範委員会から郵送されてきたことで、被告の具体的な申立内容を知るに至った。原告はこの時、被告の申立書を見て、原告が本件投稿において数値の取り違いをしており、被告らが結論の根拠とする鰓からのメチル水銀の吸収量について「125倍の過大評価だ」と指摘すべきところを、誤って「12500倍の過大評価だ」と記述している

ことに初めて気が付いた。

- (2) そして、規範委員会の予備調査を行う農業生命科学研究科行動規範予備調査委員会（以下「予備調査委員会」という）は2009（平成21）年1月13日、本件投稿において文献の選択や引用に不正があったとは言いが、引用数値の間違ひについては原告が訂正記事を掲載すべき一などとする報告書をまとめた。原告は直ちに、本件投稿に関する「お詫びと訂正」を水産学会誌に掲載する準備に入った。しかし被告が予備調査委員会の判断に対する不服申立を行ったことから、規範委員会から原告と水産学会に対して、規範委員会の結論が出るまで原告による「お詫びと訂正」の掲載を見合わせるよう申し入れがあり、原告による「お詫びと訂正」の掲載手続きがストップした。
- (3) 原告は、同年3月に規範委員会のヒアリングで証言をするなどしたが、その後4カ月以上が経過しても規範委員会から最終結論についての報告は届かなかった。そこで原告が同年8月ころ、被告HPを閲覧したところ、被告HP上に、被告が規範委員会に申立を行った経緯や同委員会の最終結論などについて、関係文書が掲載されているのを見つけた（甲13）。
- (4) 被告HPに掲載された各文書によると、被告は、①東京大学総長に対して2008（平成20）年6月16日、「訴状 本学鈴木譲教授の研究発表における犯罪的行為と科学への社会的信頼を毀損するその活動に対し学問の府としての東京大学の対処を求めます」と題する書面を提出しており（甲14, 15, 16）、それが取り上げられなかったことから、②規範委員会に対して同年8月11日、同委員会規則第6条に基づく申立てを行っていた（甲17, 18）。そして、③被告は2009（平成21）年1月22日、規範委員会らに対して、予備調査委員会がデータの改ざんを認めなかったことに対する不服申立等を行ったが（甲19, 20）、⑤規範委員会は同年5月8日、被告に対して、原告の本件投稿における引用のあり方は「研究結果の捏造、改ざん又は盗用にあたる不正行為」に該当しないとする審査

結果と共に、水産学会誌への訂正文掲載について、掲載内容を含めて原告に検討を促したいと考えていることなどを報告していた（甲21）。

そして、被告HPに掲載されている各文書のうち、被告が作成、提出した文書には、第3以下で詳述するような、原告の名誉を毀損する表現が多用されていることが判明したのである（甲14, 15, 16, 19, 20）。

(5) その後、原告は同年10月29日、規範委員会から、被告に対してなされたのと同様の審査結果の報告と共に、数値の訂正や引用方法の不適切さについての説明を含めて水産学会誌に訂正文を掲載するよう要望を受けた（甲22）。

そこで原告は、2010（平成22）年1月刊行の水産学会誌76巻1号の「会員の声」欄にあらためて投稿の掲載を依頼し、同誌73巻5号に掲載された本件投稿に数値の誤りと誤解を招く表現があったことを謝罪した上で、被告らの結論における「鰓からのメチル水銀の取込量の過大評価」は、本件投稿に記載した12500倍ではなく125倍であったと訂正する「お詫びと訂正」を掲載した（甲23）。そして、原告HPにおいても同年2月、水産学会の承諾を得た上で、その「お詫びと訂正」を掲載した（甲1）。

(6) しかし、被告らの結論における「餌からのメチル水銀吸収効率」が「7分の1の過少評価」であることに変わりはなく、原告が、被告らの結論における鰓からのメチル水銀の吸収量を「125倍の過大評価」だとすべきところを「12500倍の過大評価」だとしたことによって、本件投稿の趣旨及び結論が変わるものではない（甲1）。

第3 被告の名誉毀損行為

被告は、以下の記載を含む別紙1記載の各文書を、被告HPに掲載した各行為により、広く不特定多数のインターネットユーザーの閲覧に供し、被告の社会的評価を低下させ、名誉を毀損した。

1 東京大学総長に対する「訴状」と題する書面等

被告がインターネットユーザーの閲覧に供した「訴状 本学鈴木譲教授の研究発表における犯罪的行為と科学への社会的信頼を毀損するその活動に対し学問の府としての東京大学の対処を求めます」と題する書面（甲14）、同「訴状」に添付した申立書「鈴木教授の批判の態度と内容にかかわる真実」（甲15）及び申立書Ⅱ「ある社会的背景のもとでの鈴木教授の不法発表行為とそれがもたらす結果」（甲16）には、以下のような記載があった。

- (1)「本学鈴木譲教授の研究発表における犯罪的行為と科学への社会的信頼を毀損するその活動」「鈴木教授の研究における不法行為とは具体的には『水俣病の科学』（西村肇・岡本達明著 日本評論社）への根拠捏造による中傷誹謗活動を指します」「科学への信頼毀損行為とは、そのことによって、同書を社会的に抹殺したい勢力に強力な根拠を与え、同書の社会的信用を著しく傷つけている行為をさします」（甲14）
- (2)「鈴木教授は『「水俣病の科学」の間違い』という批判を、東大ホームページなどで広言しましたが、それが不法な誹謗行為である」「批判の根拠の捏造です」「研究詐術というべきものです」（甲14）
- (3)「鈴木教授は藤木の実験報告という現在ふつうには入手不可能な文献を用いながら、決定的実験結果をかくし、結論を180度逆転させた『虚言』を専門誌に一方的に発表し、『水俣病の科学』は間違いと決め付けています」「一般には見られない事情を利用して、自説に有利なようにデータを改ざんし、主張を展開したのであれば、学問的犯罪行為です」（甲15）
- (4)「鈴木教授の研究発表倫理逸脱と業績詐称というべき問題」「その倫理逸脱は、いかなる想像も超えたはなはだしさであり、懲戒に値するものです」（甲16）
- (5)「単なる引用の間違いではなく、明らかに意図的改ざんです」「これはまぎれもない『研究データの捏造』です」「その犯罪性は単に研究者倫理の逸脱という範ちゅうを越えて、きわめて重大といわざるを得ません」(甲

16)

(6)「研究者間の正常な批判・反批判の枠を越えており、犯罪として訴訟せねばならない問題」「鈴木教授の犯罪的データ捏造」(甲16)

2 東京大学科学研究行動規範委員会らに対する不服申立書

被告がインターネットユーザーの閲覧に供した「不服申立書」(甲19)には、以下のような記載があった。

- (1)「犯罪性がさらに強い」「鈴木教授の結論の逆転利用とは、このように強い犯罪性が疑われるものです」
- (2)「これは携帯電話カメラなどによる盗み撮りコピーと思われる」
- (3)「鈴木教授の思い違い、記憶違いについてもそれを認めるつもりなら、精神能力薄弱の認定が必要です。精神能力薄弱を認めないなら『意図的な改ざん』を認定すべきです。改ざん行為を犯しながら、精神能力は健在で、無罪放免はありえません」
- (4)「聴衆への効果をねらった活動家のような発言でした」

3 東京大学科学研究行動規範委員会らに対する要請書

被告がインターネットユーザーの閲覧に供した「要請書」(甲20)には以下のような記載があった。

「単なる過誤ではなく、『改ざん』を頂点とした長期間にわたる計画的誹謗行為」「学問のルールをまったく逸脱し、社会をまどわす行為を行ったこの教授」

第4 被告の名誉毀損行為による不法行為の成立

1 不法行為の成立要件

- (1) 民法723条にいう名誉とは「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指

すもの」(最高裁昭和45年12月18日第二小法廷判決・民集24巻13号2151頁)であるから、名誉毀損とは、そのような社会から受けている客観的な評価を低下させる行為である。

- (2) そして、ある記事が、そのような社会的評価を低下させるかどうかは「一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容に従う場合、その記事が事実を反し名誉を毀損するものと認められる以上、これをもって名誉毀損の記事と目すべきことは当然である」(最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁)。
- (3) また、社会的評価の低下は、現実には低下させたことまでも必要とするものではなく、その行為の客観的性質から、社会的評価の低下を招く危険性を生じさせたことで足りる。判例が「新聞記事による名誉毀損にあつては、他人の社会的評価を低下させる内容の記事を掲載した新聞が発行され、当該記事の対象とされた者がその記事内容に従って評価を受ける危険性が生ずることによって、不法行為が成立する」(最高裁平成9年5月27日第三小法廷判決・民集51巻5号2009頁)と判示しているとおりである。
- (4) その上で「記事による名誉毀損の不法行為は、問題とされる表現が、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、これが事実を摘示するものであるか、又は意見ないし論評を表明するものであるかを問わず、成立し得るものである」(最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁)。
- (5) そして「名誉毀損の成否が問題となっている部分について、そこに用いられている語のみを通常の意味に従って理解した場合には、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を主張しているものと直ちに解せないときも、当該部分の前後の文脈や、記事の公表当時に一般の読者が有していた知識ないし経験等を考慮し、右部分が、修辞上の誇張ないし強調を行うか、比喩的表現方法を用いるか、又は第三者からの伝聞内容の紹介や推論の形式を採用するなどによりつつ、間接的ないし

えん曲に前記事項を主張するものと理解されるならば、同部分は、事実を摘示するものと見るのが相当である。また、右のような間接的な言及は欠けるにせよ、当該部分の前後の文脈等の事情を総合的に考慮すると、当該部分の叙述の前提として前記事項を黙示的に主張するものと理解されるならば、同部分はやはり、事実を摘示するものと見るのが相当である」(同)とされている。

- (6) 一方で「個人利用者がインターネット上に掲載したものであるからといって、おしなべて、閲覧者において信頼性の低い情報として受け取るとは限らないのであって、相当の利用の存否を判断するに際し、これを一律に、個人が他の表現手段を利用した場合と区別して考えるべき根拠はない。そして、インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなり得ること、一度損なわれた名誉の回復は用意ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもないことなどを考慮すると、インターネットの個人利用者による表現行為の場合においても、他の場合と同様に、行為者が摘示した事実を真実であると誤信したことについて、確実な資料、根拠に照らして相当の理由があると認められるときに限り、名誉毀損罪は成立しないものと解するのが相当であって、より緩やかな要件で同罪の成立を否定すべきものとは解されない」(最高裁平成22年3月15日第一小法廷判決)とされている。

2 被告の名誉毀損行為の違法性

- (1) 原告は、研究者として、同じ研究者である被告の結論を学説として学会誌で批判したものであり、被告自身に対する批判や攻撃は一切していない。
- (2) ところが、被告は「研究発表における犯罪的行為」「根拠ねつ造による中傷誹謗活動」「学問的犯罪行為」「研究発表倫理逸脱と業績詐称」などと記載した文書を被告HPに掲載することで、あたかも原告が根拠をねつ造し

て、犯罪的な研究発表をしたとの事実を摘示した。しかし、原告が根拠を「ねつ造」した事実はない。

- (3) また、被告は「鈴木教授は『水俣の科学の間違い』という批判を、東大ホームページなどで広言しましたが、それが不法な誹謗行為である」と記載した文書を被告HPに掲載することで、あたかも原告が東京大学のホームページ上などで被告に対する不法な誹謗行為をしたとの事実を摘示した。しかし、原告は、水産学会誌に本件投稿をした他、原告HPから本件投稿を閲覧できるようにしただけであり、被告に対して不法な誹謗行為をした事実もない。
- (4) さらに、被告は「研究発表倫理逸脱と業績詐称」と記載した文書を被告HPに掲載したことで、あたかも原告が研究者倫理に反して研究発表をし、また研究者としての業績を詐称したとの事実を摘示した。しかし、原告が研究者倫理に反して研究発表をした事実はなく、また業績を詐称した事実もない。
- (5) その上、被告は「犯罪的行為」「精神能力薄弱の認定が必要」などという激烈な表現を繰り返し用いて原告を攻撃するが、そもそも、これらが学会誌における本件投稿に対する論評の域を逸脱していることは明らかである。
- (6) しかも被告は、これらの文書を、突如、広く不特定多数のインターネット利用者の閲覧に供することで、原告の学者としての社会的評価を失墜させたのである。
- (7) したがって、上記各最高裁判例に照らし、上記第3の被告の各行為が、原告の名誉を著しく毀損する不法行為としての違法性を有し、被告が原告に対して名誉毀損による損害賠償等の責任を負うことは明らかである。

第5 原告が被った損害とその回復

1 名誉毀損による原告の損害

- (1) 原告は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属水産実験所の教授を務め、日本水産学会、日本魚病学会、日本比較免疫学会及び国際比較免疫学会に所属している。そして原告の研究分野は水産学（水産資源、漁業、増養殖、水産環境）であるから、魚のメチル水銀の取り込みが、餌由来の食物連鎖によるものであるのか、鰓を通した海水中からの取り込みによるものなのかという議論は、原告の研究分野に含まれるものである。
- (2) そのような原告の研究分野の問題について、原告が水産学会誌に投稿した学術的批判に対し「学問的犯罪行為」「研究発表倫理逸脱と業績詐称」などという表現を用いて原告を攻撃することは、研究者の研究結果に対する他の研究者による評価の表現方法として適切であるとは到底いえず、原告の学者としての社会的評価を失墜させ、その学者としての生命をも絶ちかねない性質のものである。そして、このような被告の攻撃により、原告は耐え難い程の屈辱感や精神的苦痛を受けている。したがって、被告からの名誉毀損により原告が被った損害は、著しく深刻である。

2 インターネット上のホームページにおける掲載文書の削除

- (1) インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であるから、これを放置すれば名誉毀損の被害は深刻なものとなり得る。
- (2) そして、原告の名誉を毀損する上記第3の被告の各行為を記載した各文書は、現在もインターネット上の被告HPに掲載されている。
- (3) 一方、一般の媒体については、名誉を毀損する内容の情報を削除するなど消去することが困難であるのに対して、インターネット上の自己のホームページに載せた情報であれば、これを消去するのは容易である。
- (4) したがって、被告に対し、インターネット上の被告HPから、原告の名

譽を毀損する文書を削除させるべきである。

3 インターネット上のホームページにおける謝罪文書の掲載

- (1) 被告は、インターネット上の被告HPにおいて、原告の名誉を毀損する上記第3の被告の各行為を記載した文書を、遅くとも2009（平成21）年8月から現在まで掲載しているのである。
- (2) したがって、毀損された原告の名誉を回復するためには、被告に対して、同じ被告HP上において、謝罪文を掲載させるべきである。

4 慰謝料 500万円

- (1) 上記第3の被告の各行為は、被告が、原告の研究成果に基づく本件投稿の内容を不当に誹謗中傷し、原告自身を執拗に攻撃するものである。その表現も「研究発表における犯罪的行為」「根拠捏造による中傷誹謗活動」「学問的犯罪行為」「研究発表倫理逸脱と業績詐称」「精神能力薄弱の認定が必要」などと極めて不適切、不穏当なものである。
- (2) その上、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能なインターネット上の被告HPに掲載されたものであることから、これによる名誉毀損の被害は深刻であり、悪質性は明らかである。
- (3) したがって、原告が被った精神的損害は、少なくとも500万円を下ることはない。

4 弁護士費用 50万円

本訴訟にかかる弁護士費用は、請求金額の1割である金50万円が相当である。

第6 まとめ

以上のおり、原告は、被告に対して、民法709条、同719条及び同723条に基づき、原告の名誉回復の適切な措置として、請求の趣旨1記載の各文書の削除及び請求の趣旨2記載の謝罪文の掲載を求めるとともに、民法709条、同719条及び同710条に基づき、請求の趣旨3記載の慰謝料等の支払いを求めて本訴に及んだ次第である。

以上

証拠方法

- | | | |
|----|--------|-------------------------------------|
| 1 | 甲第1号証 | 原告の個人ページ（原告の経歴） |
| 2 | 甲第2号証 | 被告のホームページ（被告の経歴） |
| 3 | 甲第3号証 | 日本評論社刊「水俣病の科学」（抜粋） |
| 4 | 甲第4号証 | 2005年10月24日付の被告から原告への手紙 |
| 5 | 甲第5号証 | 2005年11月17日発信の原告から被告へのメール |
| 6 | 甲第6号証 | 原告から被告に対する質問状 |
| 7 | 甲第7号証 | 日本水産学会誌第73巻5号「会員の声」欄掲載の投稿 |
| 8 | 甲第8号証 | 2007年7月19日発信の原告から被告へのメール |
| 9 | 甲第9号証 | 2007年8月19日送信の被告から原告へのファクス |
| 10 | 甲第10号証 | 2007年8月25日発信の原告から被告へのメール |
| 11 | 甲第11号証 | 2007年8月27日送信の被告から原告へのファクス |
| 12 | 甲第12号証 | 2007年9月21日発信の原告から被告へのメール |
| 13 | 甲第13号証 | 被告のホームページ
「水俣病の科学」は間違いと断定発表の東大教授 |
| 14 | 甲第14号証 | 2008年6月16日付の被告の小宮山宏総長宛訴状 |
| 15 | 甲第15号証 | 訴状に添付した2007年9月15日付の被告の申立書 |
| 16 | 甲第16号証 | 訴状に添付した2008年6月16日付の被告の申立書Ⅱ |
| 17 | 甲第17号証 | 2008年8月11日付の被告の申立書 |
| 18 | 甲第18号証 | 2008年8月11日付の被告の申立書の別紙 |
| 19 | 甲第19号証 | 2009年1月22日付の被告の不服申立書 |
| 20 | 甲第20号証 | 2009年4月10日付の被告の要請書 |
| 21 | 甲第21号証 | 2009年5月8日付の規範委員会から被告宛の報告書 |
| 22 | 甲第22号証 | 2009年10月29日付の規範委員会から原告宛の文書 |
| 23 | 甲第23号証 | 日本水産学会誌第76巻1号「会員の声」欄掲載の投稿 |

添付書類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 甲号証の写し | 各2通 |
| 3 | 証拠説明書 | 2通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |

別紙 1

- 1 小宮山宏総長宛訴状 2008.06.16
「鈴木教授の研究者倫理の犯罪的逸脱に対し東京大学の対処を求める訴状」(西村肇)
- 2 訴状に添付した申立書 I 2007.09.15
「鈴木教授の批判の態度と内容にかかわる真実」
- 3 訴状に添付した申立書 II 2008.06.16
「ある社会的背景のもとでの鈴木教授の不法発表行為とそれがもたらす結果」
- 4 東京大学科学研究行動規範委員会への申立(西村) 2008.08.11
「鈴木教授の水産学会誌発表論文におけるデータ改ざん等の不正」
不正と考える理由と不正に関係する論文など資料(別紙)
- 5 調査委員会の結論への不服申立(西村) 2009.01.22
「典拠文献の選択、逆転利用、結果隠匿、数値改ざん の4点への判定が不服」
- 6 研究行動規範委員会への要請書(西村) 2009.04.10
「鈴木教授の行為が改ざんを頂点とする一連の計画的犯行ではなく、単なる思い違いとするなら、その判断を含めて、双方の論拠を全部を公表してほしい」

謝 罪 文

私、西村肇は、東京大学大学院農学生命科学研究科附属水産実験所の鈴木譲教授が、2007（平成19）年9月刊行の日本水産学会誌第73巻5号の「会員の声」欄に投稿した、私と岡本達明氏の共著「水俣病の科学」（日本評論社、2001（平成13）年刊、2006年7月に「増補版」発刊）に対する論評に対し、これを批判する一連の文書を、『水俣病の科学』は間違いと断定発表の東大教授学問的詐術を東大に告発、一年の経過と結論」と題して、このホームページ上に掲載しましたが、これらは、鈴木譲教授の人格及び研究成果に対する評価を不当に低下させる、極めて不適切、不穏当な表現を含んだものでした。これにより、鈴木譲教授の名誉を著しく毀損し、同教授に多大な迷惑をお掛けしたことを認め、一連の文書を削除するとともに、ここに深くお詫び申し上げます。

西 村 肇

Jim Nishimura